子ども家庭福祉に携わる者に関するこれまでの議論の経緯

3月10日

2016年

社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 報告書(「平成28年報告書」)

(P2)

⇒指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭に関する専門の相談員とし ての新たな公的資格を創設することを検討すべき

新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」及び子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

2016年 5月27日 成立

H28児童福祉法等の一部改正(2017.4施行等)

(P3)

⇒政府は、法律の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する 業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

2016年7月29日

(P4)

⇒新しい社会的養育ビジョンの策定(人材育成、専門性の向上、資格化の可能性等) ワーキンググループにおいて、児童福祉司等についての研修の到達目標とカリキュラム等を策定

~2017年12月8日

2018年

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ

(P6)

⇒人材の専門性の向上及び具体的な方策について検討すべきという点については意見が一致

12月27日

国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き検討すべき

2019年 3月19日

児童虐待防止対策の抜本的強化について(関係閣僚会議決定) ⇒児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する

(P7)

児童相談所の児童福祉司のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員、里親養育支援を行う者、児童養護施設等の職 員、児童家庭支援センターの職員等、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上が求められていることから、この検討に当 たっては、これらの人材も含め検討を進める

2019年

6月19日 成立

(P8) R1児童福祉法等の一部改正(2020.4施行等) ⇒政府は、この法律の施行後1年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を 必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討をする。 加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言) (平成28年3月10日公表) (抜粋)

8. 職員の専門性の向上

(2) 子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方

子ども家庭支援に当たる職員の専門性の向上は、長年大きな課題となってきた。

これまでは研修の充実を図るのみであったが、研修が実際に身についているかの判断はなされておらず、その技能がある職員かどうかは外部からわかりにくい状況となっていた。

これを解決するため、まずは、<u>指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、</u> 子ども家庭に関する専門の相談員としての新たな公的資格を創設することを検討すべきである。

子ども家庭福祉の支援における指導的職員が有すべき知識・技能は、ソーシャルワークを基盤として、心理的な見立て、子どもの心身の健康に関する知識・技能が必要となる。一定の基礎資格を有する者で少なくとも5年以上の認定された子ども家庭福祉の現場での実務経験を有するものが、それぞれの基礎資格で不足しているところを研修等で補った上で受験できるようにすることが考えられる。

児童相談所、市区町村等において子ども家庭福祉に関する指導的業務を担う公的資格とし、子ども家庭福祉の質の担保という責務が果たされるよう国の資格とする。資格創設に時間がかかるようであれば、早急な対応を図るため、介護支援専門員(ケアマネージャー)資格同様、都道府県による資格とすることも考えられる。資格は、①一定の基礎資格を有する者であって、②5年程度の児童福祉に関する実務経験(児童相談所、市町村、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー等)を有するものが、③試験(単なるペーパーテストではなく、ケースレポート等を含む。)に合格した場合に付与することが考えられる。

基礎資格については、上記のとおり、ソーシャルワークを基盤とするものの、心理的見立て、子どもの心身の健康と発達の保障を必要とすることから、社会福祉士や精神保健福祉士の資格に加えて、心理師と保健師も考えられる。

児童相談所のみならず、市区町村、社会的養護、民間団体等で広く活躍できる資格とする。医師も基礎資格とすべきかどうかに関しては両論が存在した。

資格創設に当たっての移行措置として、当面、上記②の実務経験を有する者は、一定の研修を受講した上で、上記③の資格試験を受けることができるようにする必要がある。資格には有効な期限を設け、更新する制度とするとの意見があった。

こうした意見を踏まえ、子ども家庭福祉に関する資格については、関係学会が中心となって、法改正後に具体的なあり方を検討すべきである。

また、資格化を含めた子ども家庭福祉を担当する職員の資質向上のための方策に関する調査研究を実施すべきである。 なお、早急に児童相談所等の職員の専門性を向上させるとともに、公的資格創設の環境を整備するため、モデルの構 築を含め、平成28 年度から29 年度は関連学会等において認定資格を付与することも考えられるとの意見があった。

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年5月27日成立)

附則第2条第3項

政府は、<u>この法律の施行後二年以内に</u>、児童相談所の業務の在り方、第一条の規定による改正後の児童福祉法第二十五条第一項の規定による要保護児童の通告の在り方、<u>児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u>

「新しい社会的養育ビジョン」(抜粋)

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

Ⅲ. 新しい社会的養育ビジョンの詳細

- 2. 子どもの権利保障のための児童相談所の在り方
- 7) 人材育成、専門性の向上、資格化の可能性

平成28年改正法において、スーパーバイザー研修、社会福祉主事の児童福祉司任用前研修、及び児童福祉司の任用後研修が義務付けられた。「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、到達目標とカリキュラムが定められ、本年度から研修が開始されている。それらの研修の効果をモニタリングし、研修の在り方を改善していくことが必要である。

児童相談所を、子どもの権利保障の拠点にするには、高い専門性を備えた人材の量的・質的確保が必須である。質の高い人材を確保するには、職員採用体制(専門職採用等採用要件)、職員配属基準(少なくとも任用要件による専門性の確保)、配属後の継続的質の向上策(採用後の継続的研修)、就労継続意欲をかき立てる専門職としての生涯職業像(キャリアデザイン、キャリアラダー)の明確化、などが必要となる。都道府県はそれらを満たすため、少なくとも一部の職員は専門職採用を行う等、専門性の確保に関する計画を立てて実現すべきである。児童相談所の任用資格である児童福祉司及び児童心理司に関する独立した資格については、関係学会や専門職団体と協議しつつ様々な方法について検討する必要がある。当面、任用要件に基づいて、児童福祉司としての質を高めていくことは欠かせない。医師、保健師、保育士、児童指導員等の児童相談所に配置される他の専門職については、児童相談所業務の固有性、特性などの理解のため、配属後の速やかな研修が重要である。

児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

(子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループにおいて検討**)**

改正児童福祉法を踏まえ義務化され、平成29年4月から実施されている児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG(座長 山縣文治:関西大学教授)」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示した。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
	30時間(90分×20コマ)	30時間(90分×20コマ)	28.5時間(90分×19コマ)	28. 5時間(90分×19コマ)
時間数等	講義を中心に演習と一体的に 実施	演習を中心に講義と一体的に 実施	演習15コマ、講義4コマ	講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 (修業期間は概ね1月以内)	5日間程度 (修業期間は概ね6月以内)	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程度 (修業期間は概ね6月以内)	5日間程度、 または3日程度を2回 (修業期間は概ね6月以内)
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)			

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ取りまとめ (平成30年12月27日公表) (抜粋)

目指すべき方向性

児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、いずれもの資質向上が必要である。児童相談所、市町村の職員の増員といった量的な整備と併せて、専門性を有した職員のキャリア形成の観点も踏まえた質の向上 も進める必要がある。体制整備については、新プランに基づき人員体制の強化とそれに必要な財政措置を講ずることが求められる。

その際には、地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を図りながら専門性を高める取組を推進することも必要である。

子ども家庭相談分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーに関しては、実務経験や専門性を十分に有する人材を養成する必要があるほか、こうした資質について客観的に把握できるようにするための枠組みとして資格化等について議論を行ったが、早急に新しい資格を創設すべきと言う意見と、資格化は反対であり、現状の国家資格のカリキュラムの充実等を図るべきという意見があり、一致できなかった。子ども家庭相談分野のソーシャルワークを担う人材に求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討する必要があることから、資質を把握するための具体的な要件として、その手法やどのような実務経験を求めることとするか、義務研修の位置づけについてどのように考えるか等、資格化も含め引き続き検討が必要と考える。

このため、こうした引き続き検討が必要な事項について、一定の年限を区切って確実に検討を進めるとともに、国、都 道府県及び市町村においては、まずは以下のような取組を進めるべきである。

対応

- (2) 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討
- ・児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上と、それを客 観的に把握できる枠組みを検討する必要がある。
- ・その具体的な枠組みとして、「新たな国家資格を創設すべき」という意見と「社会福祉士等の既存の国家資格の活用の 促進や充実を図るべき」という意見の両論があった。しかし、児童相談所のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠 点にも専門的人材が必要なこと、フォスタリング機関、施設、児童家庭支援センター等においても、人材の資質の向上 が求められていることから、これら人材の専門性を向上させる必要性及びその具体的な方策について更なる検討が必要 であるという点においては意見が一致したところであり、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家 資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。
- (3) 市町村の専門性向上のための体制整備
- ① 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上
- ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

児童虐待防止対策の抜本的強化について(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)(抜粋)

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討
- ・<u>児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策</u>について、 施行後1年を目途に検討する。
- ・<u>児童相談所の児童福祉司のみならず</u>、<u>市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員</u>、<u>里親養育支援を行う者、児童養護施設等の職員</u>、<u>児童家庭支援センターの職員等、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上が求められている</u>ことから、<u>この検討に当たっては、これらの人材も含め検討を進める</u>。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和元年6月19日成立)

附則第7条第3項

政府は、<u>この法律の施行後一年を目途</u>として、この法律の施行の状況等を勘案し、<u>児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者</u>についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和元年8月7日 第26回社会的養育専門委員会における委員からの主な意見

令和元年8月7日第26回社会的養育専門委員会において、ワーキンググループの設置が了承された。 その際、委員から以下の意見を頂いた。

- 〇 <u>児童相談所だけではなくケアワークを行う機関や市区町村の子ども家庭総合支援拠点など、地域での</u> 人材育成をどうするかが大きな課題であることを確認し、出発点を整理した上で、議論を行うべきではないか。
- O 子どもの命を救うためには<u>ソーシャルワークが重要</u>であり、深く掘り下げて議論をしていただきたい。
- 〇 ソーシャルワークやケアワークを行う上で、ケースに向き合う姿勢や態度が重要である。<u>知識・技術に加えて専門的態度も含めて総合的に議論していただきたい</u>。
- 〇 <u>ファミリーホームの養育者や養育補助者に関する資格要件の見直しについても検討していただきたい。</u> また、<u>児童養護施設、乳児院等の補助的職員の研修の在り方についても検討していただきたい</u>。
- 地域で子どもと家族を守るという観点から、<u>学校をプラットフォームとした福祉と教育の連携が重要</u>である。スクールソーシャルワークについても議論の射程に入れることを検討していただきたい。
- 〇 <u>里親養育支援を行う者や児童養護施設職員等の資質の向上</u>に関して、関係者として<u>経験者の声を取り</u> 入れていただきたい。
- O 里親養育支援を行う者の資質の向上に関して、<u>里親からの必要な支援の聞き取りをお願いしたい</u>。
- 児童相談所の児童福祉司の専門性等を高めるため、<u>自治体の人事政策について現場実態に踏み込んだ</u> 調査やヒアリングを行った上で、資格や研修のあり方という議論をしていただきたい。
- 〇 <u>人材の登用、定着、育成に関しては、自治体の意見が重要</u>であるため、<u>自治体職員の方から集中的に</u> <u>意見を聴く機会を設けていただきたい</u>。